

象印マホービングループ人権方針

象印マホービングループ（以下、「当社グループ」といいます）は、企業理念「暮らしをつくる」のもと事業活動を行い、未来へ続くお客様の“きょう”を豊かにするとともに、サステナブルな社会の実現に貢献します。

当社グループは、自社の事業活動が直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、関わるすべての人の人権を尊重するために、「象印マホービングループ人権方針」（以下、「本方針」といいます）をここに定めます。

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業活動に関わるすべての人の尊厳を守るため、あらゆる差別や人権侵害を排除するよう努めます。

当社グループは、国際連合の「国際人権章典」ならびに国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」で規定された人権に関する国際規範を支持し、尊重します。また、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」ならびに日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に従って、人権尊重の取り組みを推進します。

当社グループは、事業活動を行う国・地域の法令を遵守します。国・地域の法令と国際的な人権規範との間に矛盾がある場合は、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役職員に適用します。

また、当社グループのすべての取引先に対して本方針の支持・尊重を期待しています。サプライヤーにおいては、「サプライヤーガイドライン」を通じて、人権尊重への取り組みを推進していきます。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社グループは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。自社の事業活動およびサプライチェーンにおいて、人権に対する負の影響を特定し、その未然防止および軽減に努めます。また、これらの取り組みの実効性について定期的に確認し、適切な情報開示を行います。

4. 救済と是正

当社グループは、自社の事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合、またはその疑いがある場合には、適切な手段を通じて迅速に状況を把握し、その救済および是正に努めます。

5. 教育・啓発

当社グループは、本方針がすべての事業活動に定着し、実効性を持つよう、役職員に対して人権の大切さを理解・尊重するための適切な教育および研修を継続的に実施し、人権意識の向上と啓発に努めます。

6. 情報開示

当社グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況について、ウェブサイト等を通じて適時かつ適切に情報開示を行います。

7. ステークホルダーとの対話・協議

当社グループは、自社の事業活動における人権への影響について、関連するステークホルダーとの真摯な対話や協議を継続的に行うよう努めます。

8. ガバナンス体制

当社グループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実効性を担保します。本方針の遵守・実施については、取締役会による監督のもと、サステナビリティ推進委員会の責任において進めます。

本方針は、象印マホービン株式会社の取締役会において承認されています。

制定日：2026年8月3日

象印マホービン株式会社
代表取締役 社長執行役員
市川 典男